

第2章 政治、外交、軍事

1. 政体

中華人民共和国憲法第1条では、人民民主共和制の社会主義国家であり、中国共産党による指導は、中国の特色のある社会主義の最も本質的な特徴であると規定されている。

全国人民代表大会が最高の国家権力機関であり、その常設の機関として全国人民代表大会常務委員会がある（憲法第57条）。

2. 元首

国家主席は全国人民代表大会で選出される（憲法第79条）。

国家主席は全国人民代表大会の決定又は全国人民代表大会常務委員会の決議に基づいて、法律を公布し、国務院の首相、副首相、国務委員、各部部長、各委員会主任、会計検査長及び秘書長を任免する（憲法第80条）。

習近平氏は2012年に国家主席に選出され、2期目は2018年3月17日の第13回全国人民代表大会で選出されている。さらに2023年3月10日に開催された第14回全国人民代表大会では、全会一致で異例の3期目に選出されている。従来、国家主席の任期は「2期10年」と定められていたが、2018年3月に開催された全国人民代表大会で憲法を改正し、任期制限が撤廃された。

3. 首相

中央人民政府の最高国家権力機関の執行機関は国務院である（憲法第85条）。

2023年3月には李強氏が国家主席により任命され、国務院総理（首相）を務めている。

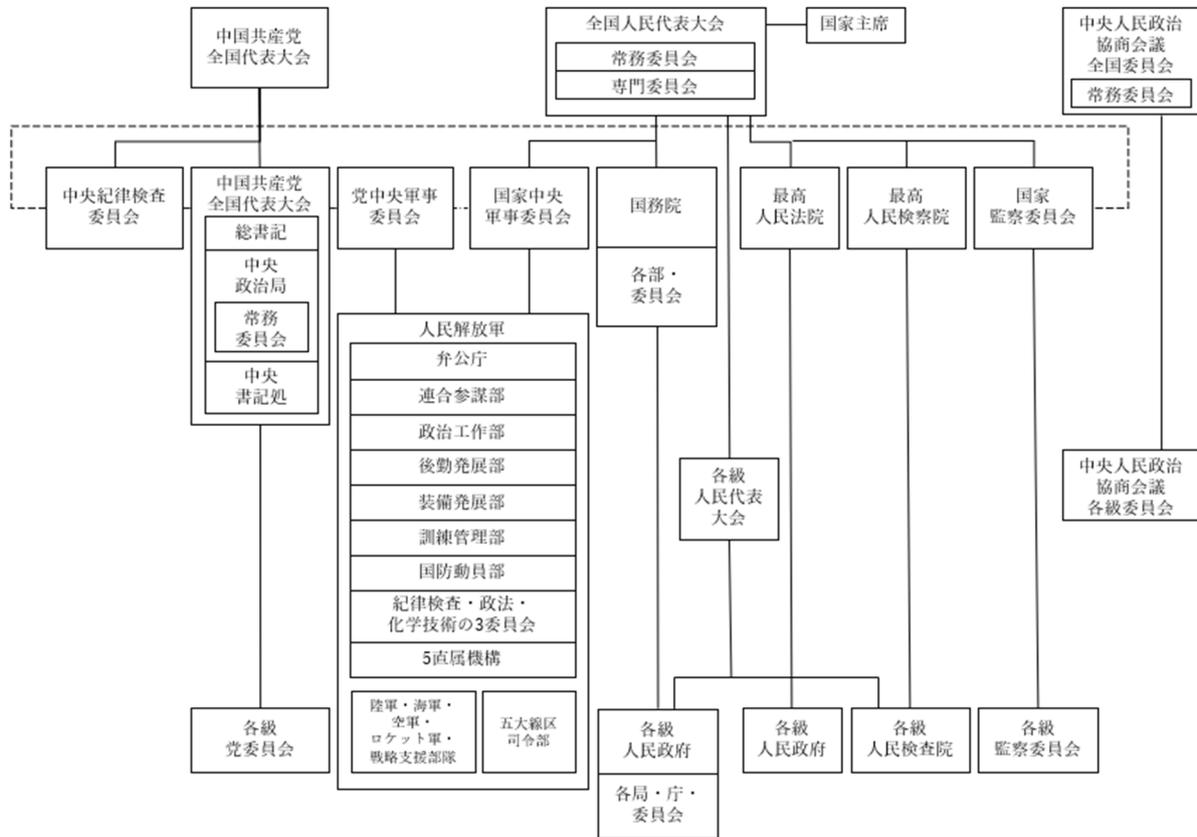
4. 国家機構

立法機関として全国人民代表大会（全人代）とその全人代常務委員会がある。中国の立法体制としては、「法律」（例えば、憲法や会社法）は全国人民代表大会及びその全人代常務委員会に立法権があり、「行政法規」（例えば企業所得税法実施条例、増値税暫定条例）は国務院が立法し、「地方性法規」（例えば、北京市労働契約規定）は省、自治区人民大会とその常務委員会が立法し、「自治条例」（例えば内蒙古自治区燃気管理条例）は自治地区の人民代表大会が立法する。

行政機関として国務院はその傘下の各部には外交部、国防部、国家発展改革委員会、教育部、科学技術部、工業情報化部、公安部、司法部、財政部、商務部、中国人民銀行、審計署等があり、中国でビジネスを行う上で具体的で重要な行政法規はこの各部が公布することが多い。

司法機関としては人民法院がある。最高の裁判機関として最高人民法院がある（憲法第128条、第129条、第132条）。検察機関として人民検察院がある。最高の法律監督機関として最高人民検察院がある（憲法第134条、135条、137条）。以上を図示すると次の通りである。

図表 2-1 国家機構の組織図



(出所) アジア経済研究所 「2022年の中国」国家機構図より (2022年末時点)

5. 地方行政制度

省、直轄市、県、市、市管轄区、郷、民族郷、鎮には人民代表大会及び人民政府が設置される。

省、直轄市等の人民代表大会並びにその常務委員会は憲法、法律及び行政法規に抵触しないことを前提に、「地方性法規」を制定する事ができる（憲法第95条、第100条）。

地方人民政府は地方の国家権力機関の執行機関であり、行政機関である（憲法第105条）。

最高人民法院、最高検察院の下にも、地方人民法院や地方検察院が設置される（憲法第124条及び129条）。例えば北京市人民政府のホームページを見ると、市政府機構として、市人民政府弁公庁、市発展改革員会、市公安部、市司法局、市財政局、市商務局、市統計局、市金融局等が設置されている。

6. 政党

中国共産党が第1党であり、中国共産党規約の前文である総領には「中国共産党は（中略）国の立法と法律執行の仕事を強め、国の諸般の活動の法制化を実現させる」、「党は必ず国の立法・司法・行政機関や経済・文化組織、人民団体が積極的にかつ主動的に、独自の責任をもって、一致団結して仕事ができるように保証しなければならない。」と記載されている。

中国共産党全国代表大会とその中央委員会を経て、総書記が選任される（中国共産党規約第23条）。現在は習近平氏が総書記に選出されている。

中央政治局とその常務委員会は中央委員会の職権を行使する（同規約第23条）。

中国共産党の最高規律検査機関として中央規律検査委員会がある（同規約第42条）。

党直属機構の下に、省、自治区、直轄市の代表大会と党委員会が設置されている（同規約第25条）。

なお、2023年6月に公表された中国共産党内統計広報によると、2022年末時点で中国共産党員は9,804万人を超え、一億人到達が間近に迫っている。

7. 外交

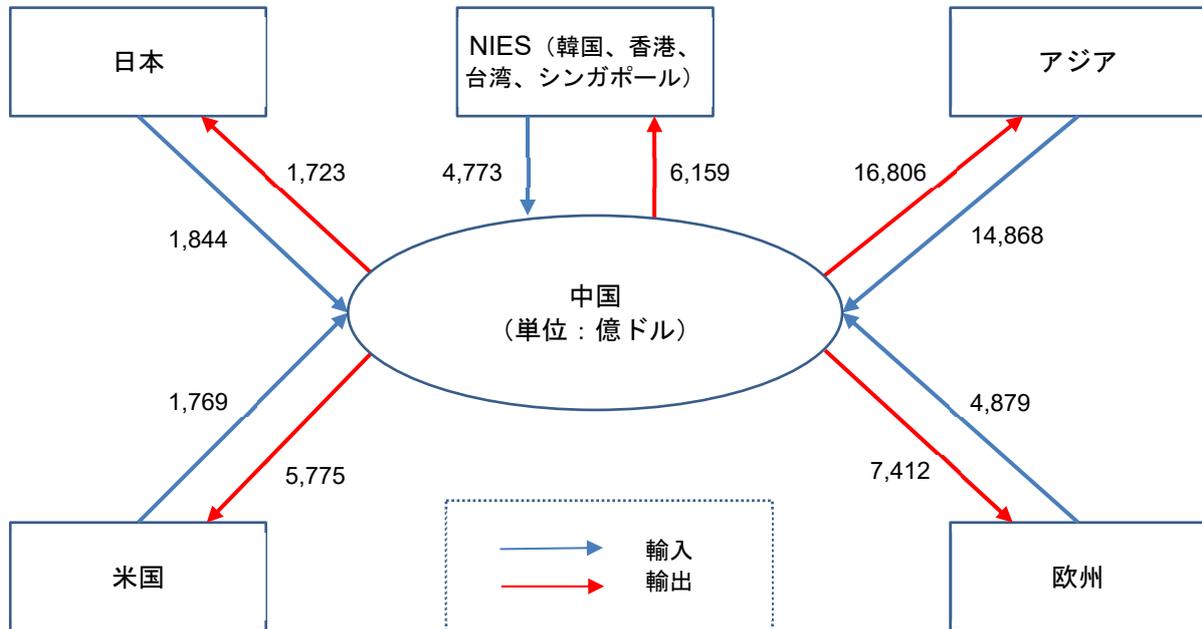
国務院の下の部門にある外交部が外交を担っている。

中国の2021年の対外貿易の状況と関係する主要国との結びつきを示したものが下記の図である。アジアのNIES（韓国、台湾、香港、シンガポール）については、シンガポールとの外交関係の確立は1990年と比較的遅く、NIESの中でもシンガポールとの輸出入額が最も低い。中国国家統計局の中国年鑑では台湾は中国台湾、香港は中国香港と表記されている。

日本とは1972年に外交関係が確立されている。欧州では例えばドイツとは日本と同じ1972年に外交関係を締結している。

米国とは日本やドイツより7年遅れて1979年に外交関係を締結している。2018年頃に顕在化した米中の貿易対立により、関税の引上げや輸入規制が設けられた。米国は2022年に中国を念頭においた半導体関連の輸出管理を強化し、これに対し、中国は半導体の製造に必要な原料であるガリウムとゲルマニウムの輸出制限を行った。2023年には、米国は既存の半導体関連の輸出規制を修正し、他国を経由して米国の規制を回避しようとする中国企業に追加検査を課すこととなった。米中の経済対立が深まる一方で、中国は依然として米国にとって最大の輸入相手国である。

図表 2-2 中国の対外貿易関係図 (2022 年)



(出所) 中国国家统计局の中国統計年鑑 2023 年 図表 11-5 (2022) を参照に作成

8. 国防

国務院の下部門にある国防部が国防を担っている。

国防部は外国との軍事交流等を担当しているが、人民解放軍に対する指揮権は持っていない。軍事機関としては、国家主席の管轄下に国家中央軍事委員会、さらに国家中央軍事委員会と同じ構成員からなる中国共産党中央軍事委員会があり、その下に人民解放軍の部隊が配置されている(中国共産党規約第 24 条)。

ひとくちメモ 3: 国家機密法と反スパイ法の留意点

「中華人民共和国書類法」の第 16 条では「集団所有と個人所有の国家と社会に対して保存価値を有するか又は秘密保持すべき書類は、書類所有者が妥当に保管しなければならない」と規定しており、第 18 条では「国家の所有に属する書類と第 16 条の定める書類及びこれらの書類の複製は、個人的に携帯して国外に搬出することを禁止する」と規定されている。ではこの「保存価値を有するか又は秘密保持すべき書類」が何かであるが、これは「国家機密法」で規定されている。

ただし国家機密法では国家機密は抽象的に規定されており、担当主管部門によって拡大解釈が可能な規定となっている。第 9 条においては、「国家の安全と利益に関する事項は、漏洩した後に国家の政治、経済、国防、外交等の領域における安全と利益に損害を与える可能性がある場合に国家秘密として確定しなければならない」として以下の項目をあげている。

- 第 1 号 国家事務の重大な政策決定における秘密事項
- 第 2 号 国防建設と武装力の活動における秘密事項
- 第 3 号 外交と外事活動における秘密事項および対外的に秘密義務を負う秘密事項

第4号 国民経済と社会発展における秘密事項

第5号 科学技術における秘密事項

第6号 国家の安全活動の維持と刑事犯罪の追跡調査における秘密事項

第7号 国家の秘密保持行政管理部門の決定を受けたその他の秘密事項

中国子会社の駐在員に関係しそうな項目としては、例えば、以下のようなことが考えられる。

- ・ 写真を撮影した際に偶然写してしまった軍事施設
- ・ 合併先の中国国有企業から入手した国家機密に関する情報や技術の資料
- ・ 合併先の中国国有企業が上場しようとした際の未公開情報
- ・ 中国子会社で技術開発をした場合の関係資料

本人が国家機密と認識していなくてもそのように判定される場合もあるので注意が必要である。

また、反間諜法（反スパイ法）においても同様に、「国家の安全と利益」にかかわる文書やデータの窃取、不法提供がスパイ行為とされており、この定義や範囲は不明確である。さらに、国家安全に関する事件は、判決も含めて公開されないことが多く、どのような行為が具体的にスパイ行為に該当するのか把握するのは容易でない。したがって、現地駐在員や出張者等は、スパイ行為に該当し得るリスクが高い行為が何か、ということに留意しながら行動するべきであり、その認識がないまま、むやみな情報収集や当局関係者との面談・会食の場で国家秘密等を取得しようとしたとの疑いがもたれないよう、質問や会話の内容に留意する必要がある。現地日系企業によっては、このような情報を中国への出張者や駐在員向けに注意喚起として研修実施や資料配布を行っているという。

加えて、中国ビジネスに詳しい法律事務所へのインタビューでは、次のような助言が得られた。

- ・ スパイ行為やスパイ行為以外で国の安全に危害を及ぼすその他の行為を疑われるような公の場での会話、電話、SNSによる発信を含めた通信等は、できる限り避けることが望ましい。
- ・ 中国においてセンシティブな情報、ひいては、場合によって国家秘密、情報、国家安全、利益にかかわる情報等に該当することもあり得る情報については、そうした情報の収集、不要不急の関連情報の取り扱いややり取りは避ける等慎重な対応が望ましい。
- ・ 当局の調査を受けた場合に、パソコンやスマートフォン等を押収、調査される可能性があるため、不要な情報はできる限り持ち込まず、国家秘密や、「国家の安全と利益」にかかわる文書やデータの取得、国外への持ち出しと疑われないよう留意する。
- ・ 事業に必要な情報を収集する場合、信頼できるコンサルティング会社を起用する等し、合法な方法で、国家秘密等に該当しない情報のみ取得し、契約にも関連事項を明記するように留意する。

(国家機密法や反スパイ法を含む国家安全・国家機密に関する法律の概要については、第7章を参照)